

令和元年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和元年6月4日（火）

15時30分から

場所：埼玉会館 東西会議室

- 1 開 会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 委員長の選出
- 4 副委員長の選出
- 5 審議事項等
 - （1）児童養護部会及び認可部会所属委員の決定
 - （2）次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について
 - （3）児童養護部会の結果について
 - （4）認可部会の結果について
- 6 閉 会

出席委員

宇田川 幸 夫 委員

栗 原 直 樹 委員

斎 藤 洋 子 委員

野 田 寿美子 委員

堀 田 香 織 委員

久 能 由莉子 委員

是 枝 くみ子 委員

南 條 有希子 委員

藤 井 美 憲 委員

若 盛 清 美 委員

欠席委員

岩 本 一 盛 委員

寺 田 治 子 委員

中 原 恵 人 委員

大 島 清 委員

直 井 利 充 委員

早 川 洋 委員

◎開 会

○司会（少子政策課千明） それでは、少しお時間は早いですが、おそろいですので、ただいまから令和元年度第1回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、少子政策課の千明と申します。本日の議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず次第、それから資料1と1-2が書いてございまして左でとじてあるもの、それから資料2-1とありまして左でとじてあるもの、それからA4の1枚で右上に資料3とありますもの、それから資料4、こちらもA4の1枚でございます。資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

さて、当審議会は、児童福祉法第8条に基づき、児童福祉に関する事項などを調査、審議するために設置されております。委員の任期は2年間となっており、5月27日から2年間、皆様方には児童福祉審議会委員としてお力添えをお願いすることになりました。よろしくお願いいたします。

さて、会議の開会に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。

埼玉県児童福祉審議会規則により、会議は公開とし、出席委員の3分の2による議決があった場合は公開しないことができるとされております。本日の会議は、原則に基づき公開としておりますので、御了承ください。

◎福祉部長あいさつ

○司会 それでは、福祉部長の知久から御挨拶申し上げます。

○知久福祉部長 皆様、改めましてこんにちは。福祉部長の知久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、公私ともに大変お忙しいところ、本日、埼玉県児童福祉審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様には、委員への御就任をお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

本審議会は、児童福祉法等に基づきまして設置されている県の附属機関でございまして、児童福祉や子育て支援施策の推進に関する事項について御審議いただくものでございます。

今年度は、令和2年度から6年度までの5カ年の埼玉県子育て応援行動計画の策定年度にな

っております。計画策定に当たりましては、委員の皆様にご審議いただきながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

現在、昨年2月に立ち上げました計画の策定作業部会を中心に、基本理念や計画構成案の作成を進めているところでございます。検討内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますが、忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

また、その他、児童相談所の措置等に関する審議を行う養護部会、保育所や認定こども園の認可等に関する審議を行う認可部会の審議内容についても御報告させていただきます。

皆様方には、児童福祉に関する施策の推進のため、お力添えをいただけるよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員紹介

○司会 続いて、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

お配りした資料1-1とある冊子の最後についております埼玉県児童福祉審議会委員名簿をごらんください。

五十音順にお名前をお呼びいたします。

宇田川幸夫様。

○宇田川委員 はい。皆様、よろしくお願いいたします。

○司会 久能由莉子様。

○久能委員 はい。よろしくお願い致します。

○司会 栗原直樹様。

○栗原委員 栗原です。よろしくお願い致します。

○司会 是枝くみ子様。

○是枝委員 是枝です。よろしくお願いいたします。

○司会 斎藤洋子様。

○斎藤委員 よろしくお願いいいたします。

○司会 南條有希子様。

○南條委員 南條です。よろしくお願いいたします。

○司会 野田寿美子様。

○野田委員 野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 司会 藤井美憲様。
- 藤井委員 よろしく申し上げます。
- 司会 堀田香織様。
- 堀田委員 堀田です。よろしくお願ひいたします。
- 司会 若盛清美様。
- 若盛委員 若盛です。よろしくお願ひいたします。
- 司会 どうぞよろしくお願ひいたします。

◎事務局職員紹介

- 司会 次に、本日出席しております事務局の主な職員を紹介させていただきます。
知久福祉部長でございます。
- 知久福祉部長 改めまして、よろしくお願ひいたします。
- 司会 細野少子化対策局長でございます。
- 細野少子化対策局長 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 司会 高島少子政策課長でございます。
- 高島少子政策課長 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 岩崎こども安全課長でございます。
- 岩崎こども安全課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

◎出席状況報告

- 司会 次に、この審議会の定足数について御説明いたします。
本日の審議会は、委員16名中10名御出席いただいておりますので、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第2項の規定により、審議会が成立いたすことを御報告申し上げます。
なお、本日は、岩本一盛委員、大島清委員、寺田治子委員、直井利充委員、中原恵人委員、早川洋委員が欠席されております。

◎委員長の選出

- 司会 それでは、次第の3番、委員長の選出に移らせていただきます。
委員長及び副委員長の選出につきましては、児童福祉法第9条第4項に基づきまして、委員

の皆様の互選によることとなっております。

委員長の選出について、いかがいたしましょうか。

若盛委員、お願いします。

○若盛委員 委員長は、児童福祉に関する経験や、それから広い見識をお持ちの栗原委員にお願いできたらと思います。

○司会 ありがとうございます。

ただいま若盛委員から、栗原委員に委員長をお願いしたらどうかという御意見をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○司会 それでは、御了承いただきましたので、栗原委員長にお願いすることとしたいのですが、栗原委員、いかがでしょうか。

○栗原委員 はい、承知しました。

○司会 ありがとうございます。

それでは、委員長が決まりましたので、栗原委員長、委員長席にお移り願います。

〔栗原委員長、委員長席へ移動〕

○司会 それでは、早速ですが、栗原委員長に御就任の御挨拶をお願いいたします。

○栗原委員長 今、児童福祉に関する広い見識と言われて、ちょっとこそばゆいんですけども、長くかかわりがあったということで。昨年まで子どもの権利擁護委員会、あちらの堀田委員と一緒に4年間かかわっておりました。

県のほうでは児童相談所を中心に仕事をしておりまして、大学に参りましたが、こちらも先だって定年退職したばかりですが、地元の市の保育所認可の審議会もかかわり等ございまして、児相以外のところでも児童福祉には関係してきたのかなという思いがあります。

あともう一つ、県社協の、ここの審議会にも一部かかわりがあるかもしれませんが、運営適正化委員会、こちらで結構長く委員長をやっております、いわゆる福祉サービスの苦情の調整などを行っておりました。以前は特別養護老人ホーム関係の苦情が多かったんですけども、最近は障害者関係がどんどんふえてきまして、児童はと申しますと、少ないことは少ないんですけども、徐々にふえてきて、これが放課後児童クラブ、いわゆる障害児に係る苦情、ごく一部保育所、本当にごく一部ですけども、がございまして、高齢者関係が相対的に減ってはいるんですけども、障害児に関しては、広く障害者の中にくくっていますけれども、そういった苦情が多いのかなというあたりを経験しております。

この児童福祉審議会に関しては、2つの部会がございますけれども、できるだけ円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、ひとつ御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、議事の進行を栗原委員長をお願いいたします。

◎副委員長の選出

○栗原委員長 では、審議事項の次第に従って進めてまいりたいと思います。

まずは、副委員長の選出ということです。次第の4番ですね。

委員長選出と同様に、委員の皆様のご互選によるとなっておりますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○是枝委員 児童福祉に関する深い見識をお持ちでいらっしゃる堀田委員さんが適切かと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔拍手〕

○栗原委員長 是枝委員から堀田委員に副委員長をお願いしたいと、御意見をいただきました。もう拍手で皆さんが認めていただきましたので、よろしいでしょうかね、堀田委員。

○堀田委員 はい。

○栗原委員長 先生、よろしく申し上げます。こちらです。

〔堀田副委員長、副委員長席へ移動〕

○栗原委員長 一言御挨拶を。

○堀田副委員長 埼玉大学の教育学部の堀田です。

今、教員養成系の学部におりますが、私自身の専門は臨床心理学で、臨床心理士でもあり、学校や医療機関や福祉機関に臨床心理からの立場でかかわってくるが多かったという人間でございます。

栗原委員長とは子どもの権利擁護委員会で御一緒させていただきまして、今回、埼玉県の児童福祉審議会の委員になりました。まだわからないことが多いのですが、勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議 事

○栗原委員長 では、次第の5番に入りたいと思います。

審議事項に入る前に、議事録署名委員の関係です。

斎藤委員、藤井委員のお二方をお願いすることといたしますけれども、お二人には後日、事務局より議事録の確認をお願いすることになりますので、ひとつよろしくお願いします。

◎審議事項等

(1) 児童養護部会及び認可部会所属委員の決定

○栗原委員長 次が次第の5の(1)ですね、部会関係です。児童養護部会及び認可部会所属委員の決定に進みたいと存じます。

事務局のほうから、まず児童養護部会委員(案)を配付していただきます。

〔児童養護部会所属委員(案)配付〕

○栗原委員長 お手元に渡りましたでしょうか。

委員の決定ですけれども、審議会の規則第7条の規定によりまして、本審議会には、里親の認定、要保護児童に対する児童相談所の措置などについて審議を行う児童養護部会を設置することとなっております。また、同条第2項により、部会に属する委員は委員長が指名するということとなっております。

児童養護部会では、里親認定事項、里親への委託、児童自立支援施設等への入所等の措置をとる場合の意見について審議いたします。児童福祉、医療、法律に関する知識、経験を有する委員さんを指名させていただきたいと思います。

お手元の(案)に記載した7名の方を部会に属する委員とさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の部会ですけれども、認可部会所属委員の決定になります。

こちらの審議会は、幼保連携型の認定こども園や保育所の認可について審議を行う認可部会でございますけれども、これも前の部会と同様、規則第7条第2項により、部会に属する委員は委員長が指名するとされております。

ここで新たに、認可部会の委員(案)を事務局のほうから配付させていただきます。

〔認可部会所属委員(案)配付〕

○栗原委員長 この委員(案)については、お手元のとおり5人の委員のお名前が記載されております。

こちらの認可部会では、幼保連携型認定こども園、保育所の認可に関する事項について審議いたします。そのため、幼児教育、保育に関する知識、経験を有する委員さんを指名させていただきます。

そちらのお手元の（案）に記載した5人の方を認可部会に属する委員ということで各委員さん方には御了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（2）次期埼玉県子育て応援行動計画の策定について

○栗原委員長 次の次第5の（2）次期埼玉県子育て応援行動計画の策定についてということですが、内容等につきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高島少子政策課長 少子政策課長の高島と申します。私のほうから御説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に資料の2-1から資料の2-7までがとじられている資料がございますので、そちらをお手元に置きつつ、あと、机上配付させていただいているかと思いますが、埼玉県子育て応援行動計画という黄色いカバーの冊子をあわせてお手元に置いていただければと思います。

先ほど福祉部長からの御挨拶にございました、本年度の重要なアジェンダの一つでございます子育て応援行動計画の令和2年から始まる次期計画に関しまして、前審議会の中で進め方に関しましては一度御了承いただいているものでございますが、新しいメンバーでございますので、改めて最初の資料の2-1から資料の2-3までを使いまして進め方を御説明させていただいた上で、今回の重要な中身に関して御説明いたします。

まず、資料の2-1をごらんいただければと思いますが、子育て応援行動計画に関しましては、これは5年の計画でございますけれども、児童福祉審議会との関係で申し上げますと、この策定に当たりましては、法律において児童福祉審議会の意見を伺うということが決定されてございます。したがって、最終的にこの計画案を作成させていただいた暁には、審議会においても意見をいただくということになるわけでございますが、この計画をつくるに当たりまして、あらかじめ私ども埼玉県の中で、埼玉県庁だけでつくるのではなく、いろいろな有識者の方と議論を重ねた上で、骨子案、たたき台、そして文案といった形で進めるのがよろしいだろうということで、2018年末に一度、作業部会の設置を御承認いただきまして、作業部会を設置いたしまして、その中で骨子を作成させていただいたわけでございます。

お聞きいただきまして、資料の2-2をごらんいただければと思います。

作業部会のメンバーでございますが、保育から始まりまして、家庭教育、里親、行政、医療、母子保健、その他いろいろと幼児保育まで幅広い有識者の皆様に御参画いただき、加えて、この星がついている方々に関しましては、本審議会の委員でございます方にも重ねて御承認いただいております。ある意味、この審議会と作業部会が一体で御議論いただくとともに、他の有識者の方の御意見も踏まえた上でドラフトを作成させていただくという作業を進めているところでございます。

お戻りいただきまして、資料の2-1に戻っていただければと思いますが、作業部会で骨子、たたき台等々を作成させていただきますが、その節々におきましてこの審議会で御意見を伺って、そして最終的にまとめていくというものでございます。

資料でいいますと、まさに本日がこの2つ目の枠のところになるかと思っております。2019年5月、委員改選がなされまして、本日はまさにこの骨子の報告をさせていただく日になるかと思っております。この今回の御議論をいただきまして、また改めて作業部会に戻して、今回の骨子を踏まえた計画案を御議論いただき、またそのときに、次回、夏から秋になるかと思っておりますが、計画のたたき台をまた御議論いただき、そして文案を作成し、秋から冬にかけて最終的な御承認をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

資料の2-3をお開きいただければと思いますが、今申し上げました全体の大まかなスケジュールを横の資料でお示しさせていただきます。審議会と作業部会がある意味行ったり来たりするような形になりますが、最終的には、10月から12月におきまして計画案の提示を最終的にさせていただき、審議会としての御意見をまとめさせていただきますと、このように考えてございます。

それとあわせて、一番上の欄でございますが、県民コメントもあわせてかけさせていただきます、これは例年どおりの対応ということでございますれば、2月議会において議案として提出させていただきますと考えてございます。

そして、この計画が令和2年からスタートできるように、私どもとしても努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上がこの計画案を作成するに当たりましての進め方でございます。

続きまして、資料の2-4を改めてごらんいただければと思います。

次期「子育て応援行動計画」の位置付けでございます。

子育てに関する計画ではございますけれども、具体的にこれはいろいろな法律に基づいて計画を定めるものでございまして、それを一つに束ねたものとなっております。

具体的には、まず、次世代育成支援対策推進法というものがございますが、これに都道府県において行動計画、子供のある意味出生率向上に向けた取り組みを計画として定めるよう求められておりますが、それがまさにこの都道府県行動計画というものでございます。

あわせて、子ども・子育て支援法に基づく支援計画、これは保育の受け皿でございますとか、そうしたものを計画として策定することが求められているものでございます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づきます自立促進計画、これはひとり親の方の自立促進に関する計画でございます。

さらに、子どもの貧困対策推進法に基づきまして、これも都道府県において子どもの貧困対策計画を策定するよう求められてございます。これも位置づけとなります。

法律に基づく計画だけではなく、通知に基づく計画もございます。厚生労働省通知に基づきまして、母子保健計画を定めることとなつてございます。

また、障害児に関しましては、障害児の福祉計画というものがございますが、こちらに関しましては、子育て応援行動計画との連携を図るよう、これも通知において示されております。そういったものも、母子保健計画などの「など」という中で読ませていただいております。

以上のように、子育て応援行動計画に関しましては、出生率向上に向けた取り組みから、ひとり親、そして子どもの貧困、母子保健と、さまざまなものを束ねた計画ということで、5年の子育て応援行動計画となつてございます。

そして、続いて資料の2-5でございますが、次期計画を策定するに当たりまして、この計画、まさに令和2年から始まる、新しい元号になって初めての計画になるわけでございますが、その令和2年から始まる5年後においてどういうことを基本的な考えとして示していくべきであるのかということがまず柱になります。その上で、資料の2-6にある骨子のほうに進むことになるかと思っております。

まず、基本理念でございますけれども、現在定めております「埼玉県子育て応援行動計画」の基本理念を御説明申し上げます。

この中では、「すべての子どもの最善の利益」を目指して「子育て」「親育ち」を支援するとともに、地域全体での子育て支援を通じて、誰もが子どもを生き育てることに喜びを感じる社会づくりが必要であるということが基本理念として現在うたわれてございます。

その基本理念を具体的なものとして定めているものが、この中の黒丸で書かせていただいております8個のものになります。

こちらの黄色いほうの子育て応援行動計画の22ページから23ページをあわせてお開きいた

だければと思いますが、まず、この8個の柱として書かせていただいておりますのは、「子供の幸せ」を第一に考え、子供の最善の利益を最大限に尊重するという、非常に当たり前ではある一方、極めて重要な柱をまず最初に書かせていただいております。その上で、ワークライフバランスを通じた子育てしやすい社会づくり。また、親と子の健康支援による、安心して子供を産み育てられる環境整備。さらに、家庭の子育ての力の向上を図ること。そして、すべての子供と子育て家庭を社会全体で支えるということ。家庭を築き子供を生み育てる希望をかなえるということ。すべての子供の健全な成長と社会的自立を促すということ。そして、経済的に厳しい環境にある家庭への支援というものを強化する。こうした8つの柱を掲げて、現在、計画として定めているわけでございます。

ある意味、非常に包括的な基本理念でございますので、全体を今、俯瞰しているものではあるわけでございますが、やはり今いろいろと状況は変わってきてございます。その中で、どういうことに着目すべきかということで、下に書かせていただいております。ある意味、この8個の柱は、基本的にはその包含した考え方ではあるんですけども、より強弱をつけていく必要があるのではないかとということで、その強弱をつけるところとして3点掲げさせていただいているわけでございます。

1つは、未婚化・晩婚化が進行しているということであり、出生率が埼玉県は極めて低い状況でございます。その大きな要素として、やはり未婚化・晩婚化という点は大変無視できない要素であると。こうしたところを一つ軸として考えたときに、やはり若者の経済的自立を促進するでございますとか、結婚前からの支援を強化するといった取り組みが必要だということだと考えております。

また、やはり少子化にあわせて、生産年齢人口が減少していく社会でございます。この点に関して、やはり限られた人口の中でいかに最大限の効果を発揮していくかということが求められるわけでございますので、仕事と子育ての両立支援ということが極めて重要な要素になりますし、また、子供自身の能力を高めていく。特に、やはり将来を担う子供がやる気だとか、そういった生きる力をしっかりと持てる、そういった環境づくりが必要になるかと。具体的にこういった非認知能力の向上への支援ということも求められるのではないかと。

さらに、埼玉県は特に核家族化率が高いわけでございますし、子育てがやはり孤立しやすい環境ということも一つあるかと思っております。そういった中で、地域コミュニティが弱体化しているのではないかと。点。“孤育て”にしない地域の子育て力の充実を図り、また、地域資源を活用した取り組みということも求められるというようなポイントをより今後強調していく必

要があるのではないかというふうに考えております。

そうした点を踏まえまして、資料の2-6でございますけれども、今計画の構成案を今回御提示させていただいたところでございます。あわせて、こちらの資料の24から25をごらんいただければと思います。それぞれの計画のそれぞれの詳細に関しましては、その後に書いてありますが、ある意味、骨という部分では、24から25をあわせてごらんいただければと思います。

全体的な柱立てに関しましては大きく変更しているものではございませんけれども、全体をまず申し上げますと、まず最初に少子化対策の推進があり、その上で、やはり子供を産み育てるということへの希望をまず持っていただくような環境づくりということで、2番、結婚・出産・子育ての希望実現ということ。そして、そのお子さんをまさに産みやすい、産むに当たり、そういった環境づくりでございますとか医療の充実といった点が3番。そして、4番で「子育て」「子育て」の支援があり、また、5番でワークライフバランスや男女の働き方改革の推進といったこと。そして、6番で配慮を要する子供への支援、「子供の貧困」という問題に関してのもの。そして、7番が児童虐待、児童養護ということ。8番が子育てしやすいまちづくりの推進というような流れを今回、骨子案として御提示させていただいております。

現計画と見比べていただいて、大きく変わったというか、大きく強調させていただいているところといたしましては、まさに2番の若い方が結婚・出産・子育てに対して希望を持てる環境をやはり社会全体でつくっていくといったところを柱として掲げさせていただくということ。そしてまた、昨今、子供の貧困という問題が極めて重要な問題になってきてございます。6番で配慮を要する子供への支援の中に、「子供の貧困対策」ということを明記させていただきたいというふうに考えております。こちらが、ある意味大きな今回の計画を策定するに当たっての柱立ての変更点になるかと考えております。

資料の2-7をあわせてごらんいただければと思いますが、まさにこの骨子を作成するに当たりまして、御議論いただいた作業部会の議事概要をつけさせていただいております。

大変長い資料になっておりますので、簡単に抜粋だけ申し上げますけれども、少子化対策・子育て支援に関しましては、非常に当たり前という点ではございますけれども、最初の丸ですが、やはり結婚・出産・子育ての、やはりこれは楽しい、希望が持てる、そういった部分をしっかりと共有していくべきではないのかということ。そして、3つ目ですが、「子育て」という言葉には、やはり子供自身が育てるということ、育つという考え方が込められているので、環境も大切だけれども、子供自身が力を伸ばすといったことも必要だというふうなことが書か

れております。

おめぐりいただきまして、2ページのほうですけれども、保育の部分に関しましても、やはり保育士の専門性というものも今求められております。保育以外の専門職との役割分担をしなければ、保育の質を保っていくことは難しいという、保育の質に関する御意見もいただいております。

また、3番では、ワークライフバランスに関して、親のワークライフバランス、いろいろな制度があるわけでございますけれども、やはり子供を多く持ちたいという希望を高めるためには、ワークライフバランスが非常に重要だという御指摘も作業部会の中でも出てきてございます。

そして、4番でございますが、やはり子供の教育、非認知能力ということ。日本の子供はOECD諸国の中で最も自己肯定感が低い。やはり非認知能力を向上していくということに関しては非常に重要ではないかという新しい提案もいただいております。

そして、5番でございますが、子供の貧困問題に関しまして、学齢期で子供が一人で留守番をして孤立しているということに関して、やはり子供を孤立させず様々な大人と触れ合う機会を増やすということに関して、非常に重要ではないかということでもあります。また、2つ目の丸ですけれども、やはり民間の力をより活用していくべきではないかというような御指摘をいただきました。

そして、最後、6番、7番でございますが、3ページ目をお開きいただければと思っておりますけれども、児童虐待に関しましては、やはり専門職員が非常に少ないということに関して大変な懸念をいただいたところでございます。職員数の体制の問題もしっかりと検討してほしいということ。そして、予防的な観点で、母子保健の観点からの支援も極めて重要だということを2つ目の丸に書かせていただいております。福祉だけではなく、母子保健と生活支援の両面からの支援ということが児童虐待における極めて重要なところであるのかと。

そして、最後、7番のところでございますけれども、やはり環境という意味では、まちづくりが大きくあるわけですけれども、SNSの功罪に関しましても、やはり目配せが必要ではないかというようなお話もいただいたところでございます。

お戻りいただきまして、資料の2-6を御確認いただければと思っておりますが、まさに本日の審議会におきましては、こうした作業部会での御意見をいただいて次期計画案を、今年度、構成案という形ではございますが、骨子を作成させていただいたわけございまして、本審議会におきましては、こちらの構成案に関しまして委員の皆様から御意見を賜ればと思っております。

ます。

説明は以上でございます。

○栗原委員長 どうぞ。

○司会 会議の途中ではございますが、福祉部長につきましては、別の用務のため、ここで退席をさせていただきます。

○知久福祉部長 まことに申しわけございません。退席させていただきます。よろしくお願ひします。すみません、中断して。

○栗原委員長 では、ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願ひしたいと思ひます。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○久能委員 久能です。

1点質問させていただきます。

資料2-7の2ページ目の4の2番目、「非認知能力」という用語は馴染がない。作業部会で「自己肯定感」という用語の方が分かりやすいという意見が出ているにもかかわらず、資料2-6の4の(5)で非認知能力の向上という言葉がそのまま使われたのはどうしてかという御説明をいただければと思ひます。

○高島少子政策課長 こちらに関しましては、もともとは非認知能力という言葉だけで表現していたわけではございますが、やはり非認知能力という言葉自体は比較的、御理解される方もいる一方で、なかなかなじみもないという御意見でもございました。もう少し、何が認知能力で、何が非認知なのかというようなことを例示としてわかりやすい表現をしたほうがいいのではないかと、一般的に言われている用語として、目標に向けてやり抜く力でございませうとか、コミュニケーション力といったものを向上するというところで書かせていただいたわけではございます。

ただ、逆に非認知能力という言葉がなくしてしまいますと、いろいろに受けとめられる点もあるのかなということで、例示を書かせていただき、いわゆる非認知能力へのという形でまとめさせていただいたわけではございます。

○久能委員 資料2-7で「自己肯定感」という用語の方が分かりやすいという意見を採用しなかったのはどうしてなんですかね。

○高島少子政策課長 ここは採用というわけではなくて、こういう御意見があり、では、ほか

の方はどうでしょうかという形でまとめて、最終的には非認知能力という形で作業部会としては出させていただいた。作業部会の御議論としてはそうまとめさせていただいたということでございまして、まさにこれは審議会の中でも、まさに本委員の中でも御意見いただければ、その点に関しては反映に向けて検討していくことになるかと思っております。

○栗原委員長 どうでしょう。よろしいですか。

○久能委員 はい、大丈夫です。

○栗原委員長 まだ引き続き議論する場があるということのようですね。

ほかの委員さんからは、いかがでしょうか。

どうぞ、藤井さん。

○藤井委員 藤井です。

児童養護施設の協議会を代表して来ているものですから、そちらのほうの立場からの発言と思っていただければと思います。

まず、今回、計画の中では7の項目に当たりますか、児童虐待防止・児童養護対策の充実という項目だと思うんですが、国のほうが社会的養育ビジョンというのを出してございまして、それに基づいて、向こう10年にわたって推進計画を立てることになっております。その内容については、並行して検討会が開催され、今現在その作成が始まっているところでございますね。その部分がこの中に反映されてこないというのは何か変な感じがするんですね。その点が1点。

あとは、埼玉県の行動計画ということでございますが、児童相談所には触れてありますけれども、地域の、市区町村との連携の部分がどこを見れば出てくるかなというのが見えない。つまり、児童虐待を防止するところでは、各市町村に要保護児童対策地域協議会という会がございましてね。そこが地域の要支援児童の状況と要保護児童の状況を把握していますね。その見守りに対して強化していかないと、児童虐待を防止するといっても、誰もその家庭を見守っていなかったというようなケースが出てきたり、児童相談所の連携の問題からいえば、移動したり引っ越しをしたりした場合、そのケースのやりとりは情報が流れていくということになりますけれども、当然、各市町村の要対協もそういう連携をつくっていくわけですね。ですから、その要保護児童対策地域協議会に対して埼玉県からどういうふうに協力体制を組んでいくのか、あるいは情報交換をする方法ですとか、児童虐待の防止というところからいくと、もう一つ入ってくるのが警察です。

警察が今、児童虐待のほうではかなり動いていて、発生する件数の4割ぐらいが警察からの情報という状況の中ですから、この辺もきちっと位置づけて、計画の中で見える化するという

んでしょうかね、そういうことが必要ではないかなというふうに思います。

それから、養育ビジョンの中で言われている要点の部分は、家庭養育を優先するというところで、里親さんをふやしましょうという目標がありますよね。児童福祉審議会、養護部会のほうでも里親認定とかやっていますけれども、前回までの行動計画では、里親さんに関して、やっぱり社会的養護の充実という部分が出てきているんですよね。今回はどこにその里親さんの部分を入れてくるのかというのがちょっと見えてこないものだから、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○岩崎こども安全課長 ありがとうございます。

いくつか御質問いただきまして、まず最初の社会的養育推進、国のビジョンに基づく、現在、県でも有識者会議を進めておるところでございまして、そこでの内容をこの資料2-6の7番に掲げてございます児童虐待防止・児童養護対策の充実の中に反映させていくことを考えておりますので、内容的にはイコールになってきます。また、次回、案文をお示しする中でその辺を入れ込んでいきたいというふうに考えております。

同じく、市区町村における要対協の絡みも、現在の行動計画にも位置づけられてはおりますけれども、現在、新しい取り組みとして、児相OBを市町村の要対協の運営のアドバイスで派遣するような新しい事業も行っておりますので、そういった新たな取り組みも踏まえて、今後、市町村も支援していくと、そういった点も入れ込んでいきたいというふうに考えております。

同じく、警察との連携強化につきましても、警察と今、虐待情報の全件共有を図っておりますので、強化を進めているところがございますので、そういった点も入れ込んでいきたいというふうに考えております。

あと、里親推進につきましても、国のほうからも家庭的養育優先という原則で反映されておりますので、そういったところで当然、現在の行動計画も数値目標を書いておりますけれども、そういった点、そして、それを少し向上していくと。向上に当たっては、取り組みをさらに強く進めていくという点も踏まえて案を示させていただければというふうに考えております。

ありがとうございます。

○栗原委員長 よろしいですか。

○藤井委員 はい、わかりました。では、7番の中身が出てくるのを楽しみに。

○栗原委員長 ほかにございますか。

どうぞ、久能さん。

○久能委員 久能です。

今のお話の中で少しお話をさせていただきたい。

この計画の構成案とはちょっと話がずれるかもしれないんですけども、まず、児童相談所と警察の連携に関していくと、私は弁護士で、ちょっと法律のほうの観点から話をしますと、県のほうで報道された内容からすると、児童相談所と警察が何を情報共有するのかがわからない。親側からすると、全ての情報が警察に伝わるのじゃないかということで、児童相談所に対して親が相談をするということに対する萎縮効果があるのではないかということで、弁護士側としては、あの報道のあり方についてはすごい危機感を持っています。

児童相談所としては、子供だけじゃなくて、親の相談も受けるかと思うんですけども、相談したら全部警察に行きますという話だと、やっぱり相談しにくいということもありますので、あの報道はちょっとどうかなというところがあるので、そこを御配慮いただきたいということが1つ。

あともう一つは、里親さんの関係なんですけれども、この間、ちょっと里親さんの関係でたまたまお話をさせていただいたんですけども、やはり里親さんに関して、教育の現場でやっぱり認知されていないというところがあって、今、通称で学校へ通えるという配慮があるかと思うんですけども、現場の学校の先生がわかっていないというところも現場としてあるというお話を聞いています。あと医療ですね、要は保険証の名前と通称が違うということもあったりとかで、そういったことで、里親さんの現場、むしろ斎藤さんのほうがお詳しいと思うんですけども、現場、里親さんが困っているということも伺ったので、やはり教育だとか医療とかにも里親制度ということを認知していかないと、やっぱり子供が巻き込まれて困ってしまうのではないかなということでもちょっとお話を聞いたので、できれば、ちょっとこの計画に反映するかどうかはともかく、そういった県として取り組みをしていただければなというふうに思っています。

以上です。

○岩崎こども安全課長 ありがとうございます。

警察との全件共有の関係ですが、共有するのが虐待情報のみですので、おっしゃるとおり、そのほかにも子育ての養育相談ですとか、育成相談ですとか、たくさんの相談を児童相談所は受けておりますが、そういった情報は警察のほうには行きませんので、御安心いただければと思います。

あと、虐待情報につきましても、児童相談所では本当に事細かにいろんな情報を持っています。その中でも、本当に基本的な項目のみをセレクトして、警察のほうに共有するというよう

な形になっております。相談しにくいという状況とかもありますので、そこら辺のところ、基本的に丁寧に御説明を、相談する方には説明していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

あと、里親の関係なんですけれども、確かに里親制度というのはまだまだ知られていない部分がありますので、里親制度の周知に今後力を入れていきたいなというふうに思っております。

教育現場に対しては、教育局のほうから全県に通知を出しまして、配慮するように学校側に研修したり、通知したりしてはおりますけれども、もしかするとまだまだ全ての教員の方には周知が行っていないかもしれませんので、そのあたり、教育、そして医療機関、関係機関等々も含めて、少し里親制度の周知徹底も図ってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○栗原委員長 どうでしょうかね。

○斎藤委員 すみません、ちょっと横道にそれてしまうかもしれませんが、先ほどから里親の話が出ているので、ちょっとお話しをさせていただけたらと思っております。

そうですね、うちも子供を預かって、一番長い子が5年目になっているんですが、小学校へ上がるためにうちに来たという感じで、小学校へ上がるのをどうしようというのとか、あとは、近所のお医者さんにかかったとき、確かに最初は理解されないですね。何でダブルネームなのとって、平然と保険証の名前で呼ばれたりとか。でも、学校では里親の名字で通しているので、そういう大きな声で言ってほしくないというのがあったりとか。最初のころはちょっとぎくしゃくするんですけれども、生活していく中ですごくそれが伝わっていくとか、お互いなれてくるということはあると思っております。あとは、最近は児童相談所が積極的に一時保護をかけてくるので、一時保護した子を学校に通わせるために送迎するんですね。そうすると、学校は初めての経験で、子供が親元から離れて、違う親が送ってくるみたいな、そういうのが初めてで、そういうのがみんな初めてなんですよね。だけど、それを件数をこなすことでだんだんと定着してくるということと、あと、たまたま一時保護を受けた中学生が、学校の先生が虐待を発見して児相につなげたケースなんですけれども、それはやっぱり学校でケースのファイリングになるんですね。たまたま担任の先生が虐待を発見して保護したよと。その後、里親さんの家に行って、受験まで頑張ったよねというような、こういうことがあったんですよというのを、その子が卒業した後も新しく来た先生にきちんと伝えていくという作業をしているんだそうです。それは、やっぱり経験をしたことで、次の世代というか、これからに生かしていこうというみんなの意思が経験したことで働くんだなというところで、じわりじわりと地域で承

認されてくるというか、伝わっていつているんだなというのは実感しています。

ただ、里親が増えないのは確かですね。どうしたらふえるのかが課題なんですけれども、ふえないし、やってもすごく大変というのがあったり、挫折する人も多いので、その辺をどうフォローしていくかというシステムは今、県のほうも一緒にやっているところで、里親同士が仲よくして、きちんと支え合うシステムをといるところ今、しっかりサポート事業という、里親同士が支え合えようという事業を県とタイアップして里親会のほうで取り組んでいるところの、そこら辺の、どの程度、私たちが力をつけられるかというところも大事なのかなと思います。昨年度、委託率が若干下がりましたでしょうか。

○岩崎こども安全課長 すみません、まだ平成30年度の委託率の結果が出ておりません。

○斎藤委員 でも、ちょっと微妙な数ですよ。というところで、まだまだだなというところかなと思います。でも、頑張るしかない。どう頑張るかが大事なんですけれども、そこがなかなか課題なんです。すみません。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、よろしければ、次の審議議題のほうに移りたいと思います。

基本的にはこの骨子に沿ってお話をというか、計画を検討していただくわけなんですけれども、今、委員さんたちからの御意見も幾つかございましたので、作業部会にかかわる委員もいらっしゃるかと思いますが、提案があったこと、課題があったことについては、その中での議論を進めていただきたいと思います。

(3) 児童養護部会の結果について

○栗原委員長 次が5の(3)ですね、児童養護部会の結果についてということで、これは事務局のほうからお願いします。

○岩崎こども安全課長 こども安全課長の岩崎でございます。私のほうから審議結果を御報告申し上げます。恐縮ですが、着席して御報告させていただきます。

児童養護部会における審議結果につきましては、昨年、平成30年11月に開催されました児童福祉審議会で、平成30年度第5回までの審議結果を御報告しております。本日は、それ以降に開催されました部会の結果を御報告いたします。

資料3をごらんいただいでよろしいでしょうか。

児童養護部会は、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児

童等虐待の報告に関する事項について調査、審議することとされております。

これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

なお、養護部会の審議は、児童や里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから、非公開で行っております。このため、本日の報告につきましては個人情報を含まない形での報告となりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、資料3、初めに、1、里親の認定に関する審議について御報告いたします。

これは、里親となることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。

(1) の開催及び審議状況のとおり、該当の4回の部会において、里親となることを希望する30世帯について御審議いただきました。これら全てにつきまして、里親として認定することが適当との答申をいただきました。

次に、(2) 認定、そして登録された里親の状況でございますが、まず、アの種別をござらんください。

里親の種類といたしましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を養育する養育里親、そして、被虐待児などの問題を抱える児童を養育する専門里親、養子縁組を希望する養子縁組里親、扶養義務のある親族が養育する親族里親の4種類ございます。

これら30世帯のうち、養育里親としてのみの登録が5世帯、そして、ほか25世帯が養育里親と養子縁組里親、両方への登録となっております。

次に、イの職業別をござらんください。

里親として登録された方の職業ですが、まず里父、すなわち男性で登録となった29人のうち、会社員が20名で、7割近くとなっております。また、里母、すなわち女性で登録となった30人のうち、非正規就労が15人で、約全体の半数となっております。

次に、ウの年齢別をござらんください。

里親として登録された方の年齢ですが、男女とも30代、40代が中心となっております。

里親の認定に関する審議については以上でございます。

続きまして、次のページ、裏面をお開きください。

2の児童相談所の措置に関する審議について御報告いたします。

これは、児童相談所が児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず

ず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などに、児童相談所の答申の適否を御審議いただくものでございます。

13件全てについて、児童相談所が施設入所等の措置をとることが適当であるとの答申をいただきました。

次に、3の親権停止の審判申立に関する審議について御報告いたします。

児童相談所が児童に対し、児童の福祉のため必要な措置を図る際、監護措置として児童の生命または身体の安全を確保するために緊急の措置が必要である場合、その親権者等の意に反して措置を行うことができるとされています。必要な措置を優先するため、親権の停止を図る児童相談所の方針についての適否を御審議いただくものでございます。

児童への医療行為が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などが想定され、児童相談所の措置方針として、児童への医療行為を優先するため、保護者の親権を停止する場合の適否を御審議いただくものでございます。

御審議いただきました第6回、第7回で1件ずつ、いずれも適当であるとの答申をいただきました。

次に、4の被措置児童等虐待事案について御報告いたします。

これは、児童養護施設等に入所している児童について、施設職員等による虐待が疑われる旨の通告や届け出があり、県が事実確認などの必要な措置をとった場合、児童養護部会に報告することとされているものでございます。

平成30年度第6回から新たに被措置児童等虐待に係る通告等のあった3件について事実確認を行い、結果を報告いたしました。そのうち、1件は被措置児童虐待があると認められました。文書による指導をした事案でございます。そして、ほか2件につきましては認められない事案でございました。

最後に、5の児童虐待重大事例検証について御報告いたします。

こちらにつきましては、平成29年度に発生した児童虐待重大事例につきまして、検証委員会において検証された事例1件の結果を報告させていただきました。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問等ございましたらお願いします。

久能委員。

○久能委員 久能です。

前年度ですか、児童養護部会のほうで出席をさせていただいて、前委員からも、4番の被措置児童の虐待事案の調査の関係で、調査方法について何度も御指摘をされていたかと思うんですけども、その点の調査方法について検討のほうは進んでいるのでしょうか。

○岩崎こども安全課長 まだ具体的にこうだという検討結果はお示しさせていただいていないんですけども、施設と、関係課に確認しまして、どういった点を工夫して、例えば施設職員と児童とどういうふうに意見をヒアリングするのが適切かどうかというのを、もう一度きちんと確認をして、検討して、お答えしたいと思います。

○久能委員 前委員が何度も言っていたのは、大人からではなく、子供からというのを何度も言われていたかと思うんですけども、その点が検討が進んでいるということで考えていいんですか。

○岩崎こども安全課長 はい。児童養護施設の場合は、基本的に子供には今までかかわった児童相談所の職員が対応して、施設の職員にヒアリングするのはこども安全課の職員がということで分けてはいたんですけども、どういったタイミングが一番いいのかどうかというのを検討しているところでございます。施設のほうとも相談して、また具体的にお話しさせていただきたいと思います。

○栗原委員長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○南條委員 初めてなので不勉強なところもあると思いますが、御容赦ください。

先ほど、里親に両方への登録ということで御報告がありましたけれども、基本的に、御家族が御登録されてからこのように認定されるまで、どのぐらいの期間がかかっているのでしょうか。

○岩崎こども安全課長 申請してから登録までですか。

○南條委員 要望が、御希望があって。

○岩崎こども安全課長 通ってから1年ぐらいですね。研修をやったりとか、いろいろ段取りがありますので、大体1年ぐらいかかるということでございます。

○南條委員 実際にお子さんと話がまとまるというところまで、どのぐらいかかっているのでしょうか。

○岩崎こども安全課長 本当にケース・バイ・ケースでございまして、本当に子供さんとのマッチングというのは非常に難しい問題がありますので、なかなかマッチングできない御家庭もあれば、早目に決まるという場合もありますので。

○齋藤委員 1カ月というのもあります。

○岩崎こども安全課長 早いと1カ月というのがあると委員の先生から。平均では大体半年、早くて半年、長い方は1年以上かかってしまうというケースもあるということでございます。

○南條委員 里親推進というところで、やっぱり登録から実現までというところの期間というものが、いろいろと考えるとところはあるのかなというふうに感じました。

以上です。ありがとうございます。

○栗原委員長 ほかにはどうでしょう。

(4) 認可部会の結果について

○栗原委員長 では、よろしければ、次の認可部会ですね、こちらのほうの結果について、事務局より報告をお願いします。

○高島少子政策課長 少子政策課長でございます。

資料の4、認可部会審議結果報告をお手元にお願いいたします。

認可部会のミッションといたしましては、保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関して御審議いただくものでございます。市町村自身が独自に整備されるものに関しましては審議マターではございませんで、認可保育所ないしは幼保連携型こども園になります。

30年度から直近のものまでの経過でございますが、これまでに3回、開催してございますが、例年、大体5月と2月ぐらいに2回ほど開催し、御報告をさせていただいておるところでございます。

30年5月29日に御諮問させていただいたのは27件、第2回は31年2月14日で12件、そして、令和元年度になりまして、5月17日でございますが、23件の計62件でございます。これは、第1号認定から3号認定まで、全体合わせまして施設のお子さんの数、全体で言いますと6,811人の方の受け皿のものになります。2号、3号の保育認定の部分に限って申し上げますと、5,028人の受け皿が新しく整備になったものでございます。全て適当と御判断いただいたわけでございます。

施設類型別に申し上げますと、2番でございますが、保育所が全部で30年度は24件、令和元年で16件、40件でございます。認定こども園は15件の7件で22件という状況でございます。令和元年に関しましては、来年の2月ごろに改めてまた追加のところもございまして、全体としてはさらにふえていくものになるかと思っております。

以上でございます。

○栗原委員長 ただいまの報告について、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。
どうでしょう。

よろしいですか。

(5) その他

○栗原委員長 これで予定された審議は以上ということになります。特にその他はございませんでしょうかね。

○高島少子政策課長 本日いただきました御意見、特に次期子育て応援行動計画に関して、骨組みに関してはある程度御了承いただいたのかなと思いますが、まさに久能先生からいただいた非認知能力と自己肯定感という言葉に関しては、今後、作業部会でもまた引き続き御議論させていただきたいと思っております。

また、藤井先生からいただきました養護の計画との関係でございますとか、あとちょっと市町村との取り組みに関しましても、これは養護に限らず、子育て全体に関しての市町村の取り組みをしっかりと反映できるような計画にしなければならないのかなと思っておりますので、そうした点に関しましても作業部会のほうでもまたもませていただき、次のタイミングは、まさに骨から肉をつけたたたき台を、こちらの行動計画の冊子のほうで言えば、まさにこの26ページ以下に書いてあるようなもので御紹介させていただきたいと思っておりますので、また御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○栗原委員長 それでは、本日、皆様方から貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

これをもって本日の審議を終わらせていただきます。

事務局のほうにお渡しします。

◎閉 会

○司会 皆様、本日は長時間にわたって御審議いただきまして大変ありがとうございました。
次回の審議会の開催につきましては、事務局より追って連絡をさせていただきます。

以上で、令和元年度第1回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。